

○文部科学省告示第百八十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第七十三号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十五号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年十二月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

第1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）小学部並びに平成30年度，平成31年度及び平成32年4月1日から平成33年3月31日まで（以下「平成32年度」という。）中学部の教育課程の編成に当たっては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず，次のとおりとする。

- 1 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
 - (1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によるものとする。
 - (2) 各学年における授業時数及び総授業時数は，学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）による改正後の学校教育法施行規則附則の一部を改正する省令（以下「新令」という。）附則第2項及び附則別表第1の規定に準ずるものとする。
- 2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
 - (1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては，新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第4節の1(3)イを除く。）によるものとする。
 - (2) 各学年における総授業時数及び授業時数は，新令附則別表第1の規定に準ずるものとする。ただし，第4の(2)，平成30年度及び平成31年度に知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，外国語活動の授業時数については，児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，同表に定める授業時数より減じることができる。

(3) (2)前段の規定にかかわらず、次のア又はイに規定する場合にあっては、それぞれの当該減じる授業時数を合わせた授業時数の範囲内であって、十五を超えない範囲内の総授業時数を減じることができることとする。

ア 外国語活動の授業の実施のために特に必要がある場合として英語活動以外の各教科等の授業時数を減じる場合

イ (2)後段の規定により新令別表第1に定める外国語活動の授業時数を減じる場合

3 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定（第2節の2(2)，第3節の3(1)コ及び第7節の規定を除く。）によるものとする。

イ 新小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2(2)，第3節の3(1)コ及び第7節の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定によるものとする。

第2 各教科

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定によるものとし、各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、

平成29年文部科学省告示第93号（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件）（第4の(1)において「小学校学習指導要領特例措置告示」という。）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によることができる。

(3) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いに当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定によるものとし、各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては、平成29年文部科学省告示第94号（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定によることができる。

第3 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によるものとする。
- (2) 平成30年度の中学部の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によることができる。
- (3) 平成31年度及び平成32年度の中学部の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

第4 外国語活動

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領第4章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第4章第1款の規定によるものとし，小学校学習指導要領特例措置告示第12項に示すものに準ずるものとする。

- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第27号)による改正後の学校教育法施行規則第126条第2項の規定により，平成30年度及び平成31年度に外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，新小学部・中学部学習指導要領第4章第2款によるものとする。

第5 総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の小学部の第3学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第5章の規定によるものとする。

第6 特別活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

第7 自立活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの自立活動の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第7章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第7章の規定によるものとする。